

松江市 報道提供資料

令和 6 年 11 月 7 日

件名

特定空家の緊急行政代執行による解体・処分の実施について

内容

保安上著しく危険な状態にある特定空家に関し、緊急に除却等を実施し周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認める特定空家について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 11 項の規定に基づき、緊急行政代執行による危険空家の解体撤去等を実施するもの。

(1) 対象となる特定空家等

別紙のとおり

【問い合わせ】

まちづくり部住宅政策課 担当：江藤

電話：0852-55-5923

令和6年11月7日
まちづくり部 住宅政策課

特定空家の緊急行政代執行による解体・処分の実施について

1 緊急行政代執行により解体処分を行う特定空家

【所在地】 松江市美保関町七類 惣津地区内

【構造】 木造2階建(火災により一部消失)

【規模】 延べ床面積 約59.59㎡(現況に基づく、推測値)

2 対象の特定空家の現状

令和6年10月28日 撮影



令和 6 年 10 月 28 日 撮影



3 緊急行政代執行に至るまでの経過

『建物(10年以上前に火災のため、柱と屋根が残っている)が、道路に倒れかけており、危険なため対処してほしい。』という連絡が、令和6年9月2日に地元惣津自治会長から美保関支所に連絡が入り、美保関支所と地元協議の結果、現在通行止め措置を実施されている状況です。

これまで、所有者に対し複数回、適正管理についての依頼文書や、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)の規定に基づく指導文書を送付したり、自宅に訪問しても対応していただけない状況が続いていた中で発生したものです。

当該特定空家等は、以前より火災などによって激しく損壊・崩落しており、現在残っている建物部分についても一部が既に隣接する道に崩落している状況であって、このまま放置すれば、全面的な倒壊等により、隣接する道の通行者等へ被害・損害を与える切迫したおそれがある等著しく保安上危険な状態であるとともに、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると考えられるため、改正後の法に基づく指導書を送付し、所有者の早急な自主的対応を求めました。

この指導書の措置期限を過ぎても対応いただけなかったため、さらに令和6年9月26日に法の規定に基づく勧告を行いました。

そして、勧告の措置期限を過ぎても対応されなかったことから、市が緊急行政代執行(空家等の解体・処分)を所有者に代わってせざるを得ない状況となったところです。

4 緊急行政代執行(空家等の解体・処分)の実施

特定空家の所有者が、勧告に係る措置の期限までに正当な理由がなく履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときで、当該特定空家が保安上著しく危険な状態にあることが確認できた場合においては、法第22条第11項では、命令等を経ることなく、市が当該特定空家に関する緊急行政代執行を行うことができることから、周辺住民の安心・安全を早急に確保する必要があるため、所有者に代わって緊急代執行による解体・処分を行うこととしたもの。

緊急行政代執行(空家等の解体・処分)の期間としては、11月の中旬から着手し、12月初旬の完了を予定しています。

5 行政代執行費用の徴収

緊急行政代執行を実施した後、緊急代執行に要するすべての費用は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条の規定に基づき、特定空家の所有者から徴収することとなります。

当該特定空家の位置図

